

市教委幹部のタクシーチケット不正使用で、監査委員会が返還勧告

市教委幹部ら8名に返還命令―組織的な不正、問われる門川市長（前教育長）の責任

●本年8月8日、『心の教育』はいらない！市民会議と、「京都・市民・オンブズパースン委員会」は、京都市教育委員会の幹部職員らのタクシーチケット不正使用問題について住民監査請求を行ないました。

市職員が、タクシーで帰宅できるのは、時間外勤務が深夜におよび、公共交通機関がなくなってしまった場合などに限られます。私たちは、公文書公開請求で、時間外勤務命令簿、タクシーチケット使用報告書、総務課の部屋の鍵返還簿等を取り寄せ、①時間外勤務命令が出されていない日、また命令が出されていても夜の早い時間までなのにタクシーチケットを使っているもの、②総務課の部屋が早い時間に閉まっているのにタクシー帰宅しているもの等を不正使用とし、その返還を求めたのです。

この請求に対して、監査委員会は、10月9日、不正使用の事実を認め、京都市長に対して、市教委の右記の幹部職員8名に、不正使用した金額を返還させるようにとの画期的な勧告を出したのです。監査委員会が、住民の訴えを認め、行政に対して勧告を出すのは極めて稀なことです。

この勧告については、新聞によっては、1面に掲載したり、大阪本社版社会面トップ記事にするなど、大きな注目を集めました。公金を、こんなに杜撰に、そして私的に使っていたのですから、市民の怒りが集中したのは当然です。

対象職員 (役職名は当時)	タクシーチケット不正使用として 返還を勧告された内容	
	件数	金額(円)
生田義久教育企画監	6	16,140
在田正秀総務部長	18	117,840
市田佳之総務課長	5	5,810
春田寛総務課担当課長	37	82,510
稲田新吾総務課担当課長	6	14,060
松浦卓也総務課課長補佐	19	93,590
西田良規総務課企画広報係長	24	165,750
村山典広総務課担当係長	2	1,960
計	117	497,660

＜京都市監査委員会の京都市長への勧告内容＞

(下記の措置を、H21年2月9日までに講じること。)

- 117件が不正使用。8名の市教委幹部職員は、それぞれ上記の金額の不当利得を返還すること。
また、タクシーチケット使用報告書の確認者の市田総務課長は、133,850円の損害を賠償すること。
- 証拠が不十分で調査できなかった148件について、市長は、事実関係を調査し、必要な措置をとること。
- 西田企画広報係長は、時間外勤務の実態がなかったにもかかわらず不正に取得した1時間分の時間外勤務手当に相当する金額を返還すること。

● この不正行為は、継続的に行なわれており、市教委としての組織的なものであった！

今回、驚くような不正の実態が明らかになりました。

たとえば、祇園等の歓楽街から乗車して帰宅したにもかかわらず、タクシーチケットには、「市役所」からと記入している事例などが多くありました。

また、特に問題となるのは、監査結果でも、「教育委員会総務課においては、一所属長及び保管責任者の了解の下で、課長級以上の職員を含む一部職員の不適正な運用が継続的に行われていた」と指摘されたことです。

市教委としての組織的な不正行為と認定されたのですから、当事、教育長であった門川市長の責任は重大です。

ただ、今回の監査では、「不正使用という明白な証拠がないもの」は対象としていません。祇園から乗車したのに、「市役所」と偽って記載したものも、「公務でないとの証拠がない」として、不正使用とはしなかったのです。

また、運行記録を取り寄せられなかったもの、個人タクシーを使ったものなども調査の対象としていません。

さらに、退室時刻を時間外勤務命令簿に基づいて判断するのではなく、各職員の自己申告に基づく勤務終了時刻で判断しているのです。これでは、時間外勤務手当不払という労働基準法違反を黙認したことになってしまいます

● ただちに、門川市長に3項目の申入れ―「関係者の厳重処分、市長(当時教育長)の謝罪、さらなる調査を！」

私たちは、監査結果が出た翌日(10月10日)、6名で市役所秘書課に行き、市長宛に次の3点を申入れました。

- ①不正使用で返還を命じられた8名の厳重処分
- ②市長は、当時の教育長として市民に謝罪し、自らの責任を明らかにすること

③組織的な不正行為が継続的であったと認定された以上、今回指摘された2007年度分だけではなく、市教委全職員について、年度を遡って調査すること
市長からの回答(期限は10月31日)が不十分な場合、住民訴訟の提訴を含め、今後の対応を検討する予定です。

2008年10月30日

「心の教育」はいらない！市民会議 <http://antikokoro.web.fc2.com/>

(監査結果全文や、関係資料等については、上記のHPをご覧ください。)